

## 司法修習委員会（第7回）議事録

### 1 日時

平成16年5月14日（金）午後3時から午後5時18分まで

### 2 場所

最高裁判所中会議室

### 3 出席者

（委員）今田幸子，翁百合（途中退出），小津博司，金築誠志，鎌田薫（委員長代理），酒巻匡，白木勇，宮川光治（敬称略）

（幹事）荒井勉，出田孝一，稲田伸夫，大谷晃大，大橋正春，梶木壽，木村光江（幹事長），小池裕，鈴木健太，寺村温雄，中村慎，山本和彦（敬称略）

### 4 議題

#### （1）協議（関連する諸問題について）

- ・いわゆる移行措置期間における司法修習
- ・司法研修所の管理運営
- ・司法修習生の権限

#### （2）今後の予定等について

### 5 配布資料

#### （資料）

- 25 関連する諸問題についての論点
- 26 関連する諸問題についての基本的考え方（案）
- 27 移行期における司法修習の重なり
- 28 司法修習委員会と司法研修所の関係

#### （幹事会関係資料）

司法修習委員会幹事会（第7回）議事概要

(宮川委員提出資料)

司法修習生に対する権限付与について(宮川委員作成 平成16年4月19日付け)

各国の法曹養成における学生・修習生の権限(メモ)(宮川委員作成 平成16年4月19日付け)

アメリカの学生実務規則(大坂恵理,「法科大学院と臨床教育」宮川成雄編著 成文堂発行 所収)

## 6 議事

(委員長欠席につき,鎌田委員長代理が議事を進行)

### (1) 配布資料説明

木村幹事長及び荒井幹事から,配布資料について説明がされた。

### (2) 協議

ア いわゆる移行措置期間における司法修習

新司法試験合格者に対する司法修習

(酒巻委員)

資料26の1(1)にあるとおり,法科大学院における実務導入基礎教育を補完するための教育は,当面,実施することが望ましいと考えている。

その理由の一つは,法科大学院では実務基礎科目が必修とされ,教育すべき内容,方法,素材について緩やかな共通認識はあるものの,この4月に制度が始まったばかりで,しばらくはその内容や学生の達成度にばらつきが生じると予測されることである。

もう一つの理由は,各法科大学院は,カリキュラムの組立や内容につき,独自性や個性を求められていることである。実務基礎科目について,最低限共通の内容が教授されるべきではあるが,例えば,刑事実務科目についていえば,全ての法科大学院に法曹三者の教員がいるわけではなく,教員のバックグラウンドや用いられる教材等により,ある程度の差異が生じることが想像できる。また民事実務科目については,刑事に比べて,要件事

実の基礎教育の部分は従来から確立されているものの、それでも教員や教材、教育方法により、学生の達成度等に違いは生じると思う。

このような各法科大学院の実務基礎科目教育の未成熟性と多様性・独自性からすると、実際の実務修習に赴く前に、ばらつきの修正、補完が必要である。これを統一的に実施する場としては司法修習の段階が適当であり、可能であればまとめて司法研修所で実施するのが望ましいと考える。

また、資料26の1(1)には「実務修習への導入として最低限必要な内容」とあるが、その具体的な内容は、今後、法科大学院と司法研修所との間で緊密な協議をすることを通じて明らかになるだろう。そして、その具体的な内容が司法研修所から法科大学院へフィードバックされ、法科大学院がその「最低限必要」部分を確實、的確に教えるようになれば、導入教育の必要性は自然に解消されると思われる。

(鎌田委員長代理)

法科大学院も、当分試行錯誤的な期間が続くと思われるので、しばらくは司研で導入教育を続け、法科大学院にいろいろ投げ掛けてほしいと思う。

実務家から見て、導入教育について意見はないか。

(白木委員)

現在司法研修所の前期修習では、民事裁判なら要件事実の基本を、刑事裁判なら事実認定の手法の基本を、繰り返し教えている。法科大学院でこれに代わる教育が行われるようになるまでは、いきなり実務修習から開始しても実務庁会は困るであろう。

(小津委員)

資料26の1(1)には、当面、導入教育を行うとあるが、これは、移行措置期間中は導入教育を行うということなのか、それとは別の切り口も考えながら行うということなのか。

また、導入教育は、資料27の図でいうと、「新修習」の「実務(8か

月)」の前に置かれるのか、それともその中に置かれるのか。

( 荒井幹事 )

最初の点であるが、御指摘のとおり、新司法修習における導入教育の必要性は法科大学院の成熟度合いによるので、移行措置期間とは必ずしも論理的にリンクするものではない。当面、移行措置期間である5年間を念頭に考えたが、それまでに法科大学院での教育がスピーディーに成熟するようなら、その必要はないであろう。

また、新司法修習の期間は1年と定められていることから、導入教育も1年間の修習期間の中に組み込むことになり、導入教育は実務修習の導入と位置付けられるので、分野別実務修習の4分野から各1週間程度を切り出して、これに充てることを考えている。

( 宮川委員 )

法科大学院における実務教育を補完するための導入教育とは、具体的にはどのようなものか。記録を与えて各教科一つか二つの起案をさせ、これに対する講評を実施するのか。それとも、民事でいえば、相談を受けてから、民事保全、訴訟提起を行い、和解あるいは判決を経て、民事執行に至るまでの手続全体の流れを頭に入れさせて、実務へ行っても簡単な事件について、保全申立書や訴状などの書面をすぐに作れるようにするのか。

( 荒井幹事 )

総論的にいうと、実務修習に入っても困らない程度の基礎を与える必要があると考えている。

( 鈴木幹事 )

民事裁判教官室では、導入教育が仮に1か月間行われるとすると、全体共通のオリエンテーションのようなものがあると思われるので、1科目当たりの日数は、三、四日程度になると予想している。例えば、訴訟手続の流れの理解は、司法研修所が提供したビデオや教材を用いるなどして、法

法科大学院にかなりの部分について委ねられると思うが、争点整理の実務など特化した教育は補完する必要があるのではないかと考えている。日程的に見ると、1日かけて1本起案してもらい、もう1日かけてその講評をし、その前後に、要件事実、手続の流れなど、法科大学院で教わる事柄をより実務に即した内容にしたものについて、心構え的なことを含めて、講義してはどうかと考えている。

(出田幹事)

刑事裁判教官室では、一つは、実務修習で法廷立会から判決起案までスムーズに修習できるよう、記録の読み方等を指導することを考えている。もう一つは、そうしたオリエンテーション的なものとは別に、実務修習及び集合修習を通じた修習の到達点を見せておくのも大事であることから、判決を1本程度起案してもらおうと考えている。

(梶木幹事)

法科大学院の刑法や刑事訴訟法の分野では、判例や条文の解釈を学び、演習を通じて具体例も学んでいくことになる。そうすると、検察教官室としては、導入教育において、捜査の端緒から最後の事件処理に至るまで、検察官の立場から、どのような捜査、判断がなされるべきか、どのような立証計画を立てるべきか、といった俯瞰的なことを、適当な教材を使って指導していくことを考えている。実務修習に出たときに、それまでに得た知識が自分の判断にストレートに反映していくような準備を整えさせたい。

(荒井幹事)

民事弁護では、実務上、民事保全や民事執行についての知識が不可欠であるので、訴状に関する設問も含んだ、保全中心の起案と、民事執行や立証活動に関する問題研究の実施を検討しているとのことである。

刑事弁護では、弁論要旨の起案と、保釈請求あるいは伝聞証拠に絡む証拠意見についての演習をさせたいとのことである。

( 鎌田委員長代理 )

移行期における新しい司法修習については、当面、冒頭に1か月程度の導入教育を行うことでよいか。

( 出席委員全員 )

了承

現行司法試験合格者に対する司法修習

( 酒巻委員 )

現行型司法修習は、法科大学院で学んでいない者を対象とすることから、基本形は今の修習と同じ枠組みが必要であり、まず前期集合修習で、初めて実務技術的な起案訓練を行い、後期集合修習については、実務修習を経て新司法試験合格者と同じレベルにあるといえるから、新司法修習の集合修習と同じものになると考えられる。それぞれ現在より期間が減ることになるが、それは資料26に書かれていることで理解できる。実務修習については、司法修習の核心部分であり、それぞれの実務をプロの方と一緒にやるのであるから、十分な期間が必要であるところ、これまでと同様に、1年程度の期間が確保されているので、資料26に書かれた構想は適当だと考える。

( 金築委員 )

基本的には現在と同じ枠組みで実施されるべきであるが、実施面の配慮から、少し期間を短縮せざるを得なくなるという事情がある。

実務修習は、期間が長ければ長いほど、修習できる事件数が増える上、一つの事件をより長く見ることができ、修習期間との関わりが大きい。集合修習は、教育上の工夫次第で、期間の短縮が可能だと思う。かつて2年だった修習期間が1年半になった時に、集合修習が前後期1か月ずつ減ったが、各科目間の連携をとって重複を避けるなどの工夫の積み重ねにより、教える内容はむしろ豊富になった。こうした事情を踏まえると、前期

・後期の集合修習は2か月でも十分に対応できると考える。

(寺村幹事)

実務修習の受入れ側として、技術的なこととお話したい。平成18年度から前期修習が2か月となる。平成18年6月は1か月間だけだが、二つの期の計3000人が同時に実務修習を受けることとなり、受入れが不可能と思われる。これは、移行期特有の問題なので、やや柔軟な期間の設定をしてもらいたい。

(宮川委員)

現行型修習の人数を1500人と考えると、2年目の重なる部分での修習生数はもっと多くなる可能性がある。

(寺村幹事)

日弁連の司法修習委員会では、新修習と現行型修習の重なりが平成18年の12月頃から始まると予測して、態勢を整えつつある。しかし、平成18年6月は、現行型修習同士が実務修習で重なるので、それについての対応は難しいのではないかということである。

(荒井幹事)

寺村幹事の今の指摘は、平成18年6月のみに生じる問題である。平成18年4月から始まる現行型修習の前期修習を2か月に短縮するため、実務修習において1500人の現行型修習が二つ重なる非常事態となる。ここは、研修所でも問題意識を持っているが、1か月のみの非常時なので、研修所での前期修習を一、二週間延ばし、前の期の後期修習を少し早く始めること等により、実務修習庁に負担をかけない形で対処したいと考えている。

(酒巻委員)

移行期の新修習と現行型修習との重なりについて、今までよりかなり多くの修習生が実務修習に行くことになるが、各修習地の受入態勢は大丈夫

なのか。

(荒井幹事)

修習担当者としては、膨大な人数にどのように対応したら、きちんとした実務修習を実施できるか、重大な関心を持っている。3000人を一つの目安として、合理的な配属方法を法務省、日弁連と共に検討している。

実務修習の期間が3か月、2か月と違う上に、法科大学院を修了しているか否かの教育的素地も違う両者を同時に受け入れることには、実務修習庁でも大きな混乱を伴うであろうと予測している。前回の幹事会でも、一つの解消策として、修習地によって新修習と現行型修習を分けることで、その混乱を避けることができるのではないかという議論をしたところである。

(小池幹事)

修習生の受入れ人数は、置き換えれば、司法試験合格者の人数の問題である。かつては、500人位の修習生を2万人余りの法曹がマンツーマンで指導していたが、3000人になると、指導する法曹にとって、従来に比べ大変な負荷がかかる。また、法科大学院の1学年の学生数は6000人近くおり、当初の予想よりも多い。

ただ、法科大学院、司法試験、司法修習という養成プロセスに臨床教育課程をビルトインしたシステムができたのに、この臨床教育課程が破綻するようでは、新たに生まれる法曹に難が出てしまう。システムがきちんと機能するようにしなくてはいけないが、政治的な要素が大きいので、どこでどう決めていくかは非常に難しい問題である。もう少し検討が進んだ段階で、この司法修習委員会等において臨床教育課程について、その量も含め、良い法曹を育てるためにどう考えていくか、議論していただく必要がある。非常に深刻な問題であることを、ここで紹介しておきたい。

(鎌田委員長代理)

移行期における現行型修習については、期間を1年4か月とし、その内訳を前期集合修習2か月、実務修習1年、後期集合修習2か月とすることでよいか。

(出席委員全員)

了承

#### イ 司法研修所の管理運営

司法修習のカリキュラム等の検討態勢

(金築委員)

現在の研修所の検討態勢は資料26の2(1)のとおりである。カリキュラムの構成や指導方法については、各教官室で徹底的に議論をし、各教科で連携、調整して決めている。カリキュラムは、最終的には教官会議の議を経て司法研修所長が決めることになっているが、教育内容の決定は、完全に教官室主導である。教育については、専門的見地から最も良い方法を考えるべきもので、今後もこれが教育機関として一番適切な方法であると確信している。

また、実務修習について指導担当者協議会では、一から議論しているのではなく、その時々で問題になっていること、皆で協議する必要のある重要な点を中心に議論をしている。実務修習は、指導要綱で一定の指針が決められているが、各地の実情には差異があるので、各地でそれぞれの実情に応じた工夫をして実施している。

(酒巻委員)

司法修習委員会の役割について、資料26の2(1)に「法科大学院との連携」という表現が出てくる。既に法科大学院協会が設立され、その中にカリキュラムや教育方法等を検討する委員会などができているので、法科大学院と司法修習との緊密な連携という観点では、研修所と法科大学院協会との間で今後情報交換や意見交換があると、プロセスとしての教育課

程全体がより一層スムーズに行くと思う。

(翁委員)

司法修習委員会に求められる役割に関連して、「法曹に対する社会的要請」と書かれているが、法曹関係者以外の方の意見をいろいろな形で反映させていく仕組みが非常に重要である。この司法修習委員会だけでなく、社会全体が法曹の養成教育にどのようなニーズを持っているのか、どのような社会的要請があるのかを常に把握できるような仕組みを何らかの形で入れるのが望ましいのではないかと思う。

(鎌田委員長代理)

新制度の発足時には、いろいろな方面との連絡調整をかなり密にし、絶えず見直しをしていく必要があるので、色々な形での工夫をお願いしたい。

(宮川委員)

司法修習委員会が、今後とも実質的に機能するためには、情報の公開、資料の提供等がもっと行われなければいけないと感じる。司法修習委員会では、法曹外の3名の委員の方の貴重な意見が聞ける機会があるのに、その方々が現在の研修所や実務でどういう教育が行われているかを知る情報が非常に少ない。研修所の見学、指導者担当協議会の傍聴等の機会を設け、教材を見てもらって、意見を出してもらうことが必要ではないか。資料26に「法曹に対する社会的要請等の観点から意見を述べ」との記載があるが、その意見を述べる前提としての情報が不足しているため、意見の述べようがない状況ではないか。

(金築委員)

委員の方々には、是非、修習の実情を見ていただきたいと考えている。

(鎌田委員長代理)

司法修習のカリキュラムは、司法研修所の各教官室と各実務庁会の自主性を尊重しながら必要な検討・調整を行って決定するものとし、新しい司

法修習開始後も、司法修習委員会を定期的を開催して司法修習の在り方等について協議を行っていくことでよいか。

(出席委員全員)

了承

司法研修所教官

(翁委員)

修習生が増えていく中で、どのように教官を確保するかは重要な問題であり、「教官に就任しやすい環境の整備を検討すること」が必要なのは、全くそのとおりであると思う。教官に就任するということに、金銭的な面ばかりでなく、実質的に法曹のキャリアにとってプラスになるような何らかのインセンティブがある仕組みが必要である。

(宮川委員)

弁護教官は、教官事務の一部を委嘱されているに過ぎない一種の非常勤職員であり、この法制上の差が処遇に大きな差をもたらしている。年間を通じて、執務量の六、七十パーセントの時間を教官業務に充てており、弁護教官を引き受けるときは、後進を育てるという得難い経験と引き替えに数年間の収入減を覚悟するという重い決断をしている。

一般規則制定諮問委員会でも議論されているが、近時、弁護教官の候補者を見つけることが困難になってきている。一生懸命説得しても倍数推薦であるために半数が選任されず、選任されなかった者は、教官に相応しくないと評価されたのかと精神的なダメージを受けることになり、次に引き受けもらうことが大変になる。一方では、何百人というレベルで弁護教官適任者が、研究活動ができるなどの魅力から法科大学院に流れている。法科大学院の専任教員と弁護教官の事務量はほぼ同じであるが、待遇に大きな差がある。決して経済的な問題だけではないが、この大きな差により、今後、法科大学院との競争に勝てないのではないかと憂慮している。

法制上の手当て、経済的な待遇などを考えていただかないと、日弁連としては、今後、教官候補者の適任者を得ることが難しい。

(金築委員)

弁護士を辞めて専任になるということであれば法制的な手当てはある程度可能だと思うが、弁護士実務を続けながら教えていただくという形が前提になっているのだと思う。待遇や環境の改善について議論しているが、良い解決策がなく苦慮している。何か良い方法がないか、幅広く考えていくことは当然必要だと思う。

また、より良い教官を選任するために倍数推薦をお願いしてきているが、修習生の数に応じて教官数が増えたこともあって、候補者の確保の困難度が増していることは事実と思うので、最近は倍数推薦にあまりこだわっていない。しかし、できるだけ幅広く候補者を推薦していただいて、人選する必要はあると思う。選任の方法については、さらに弁護士会の意見も伺いながら改善すべき点は改善していきたいと考えている。

(今田委員)

この問題は、今後どこでどのように具体的に検討するのか。弁護士会の意見をより吸収しやすいよう新たな仕組みを工夫するということか。

(金築委員)

現在でも、研修所ないし最高裁が弁護士会と意見交換をする機会がたくさんあるので、そのような場を用いて検討したい。

(小池幹事)

これまで最高裁事務総局と日弁連との間で、様々な問題について検討してきた。したがって、この問題も、その場で検討することになると思われる。フルタイムで弁護教官を行うなら、司法研修所教官という官職があるので、一般職の職員の俸給表を使う道がないわけではないが、弁護士業務を行いつつ弁護教官をされることを想定すると、選択肢は限定されること

になり，その中でどこまでできるのか検討することになる。先程の翁委員の御発言のように，どういうインセンティブを持っていただけるのかという問題も含め，その場で検討していくことになろうが，検討の経過によっては委員会に報告させていただき，御意見をいただくことも考えられる。

(今田委員)

弁護士会としては，優秀な弁護士を育てるために研修機関に関わるという点は関心のあることだと思う。そうすると，より能動的に関わっていくことが筋だが，一方で，関わるのは個々の弁護士であり，個々の弁護士としては，自らの弁護活動と教えることとの葛藤を持たざるを得ない状況にある。弁護士会としては，この問題についてどのように対応するのか。

～翁委員御退室～

(宮川委員)

東京弁護士会では，弁護教官を経済的に支援しようということを議論している。それが実現すれば少しは状況が改善されるのではないかと思っている。しかし，教官候補者を推薦していくことが困難であるという状況は基本的に変わらないであろう。弁護士会だけで対応するには限界がある。

(白木委員)

弁護教官は，必ずしも説得されて嫌々教官をしているわけではない。もちろん環境整備は必要であるが，司法研修所教官になることが弁護士としてのステイタスになる面もあると思う。

(宮川委員)

ステイタスではなく，教育に携わる喜び，若い人と接触する楽しさ，その後継する人間関係といったものが人生の貴重な財産になるから，弁護教官を引き受けているのだと思う。しかし，これから集合修習の期間が2か月と過密になると，人間的な触れ合いが以前よりは希薄になってしまおうと思われる。他方では，法科大学院教員という魅力のある仕事が生まれ

た。現在は、そういう状況なのである。

(酒巻委員)

刑事弁護教官の経験のある方から、研修所の教官になると、一つの素材に対して濃密な議論をし、教育について徹底的な自己修練をすることになるが、そのこと自体が良い経験になったと聞いている。法科大学院からすると、まずは高い志の先生方が、研修所の弁護教官に就任しやすい環境整備をしていただき、弁護教官を経験した人に法科大学院でもお教えいただければ、なお一層すばらしいことであろうと思っている。

(小池幹事)

司法研修所教官は、各教官室とも法律家として素晴らしい実務家がいる、ある意味で日本の法律実務の水準ややり方を深い議論の中から生み出してきた側面がある。法曹三者としては、法科大学院ができて、教育者として適性もあり、実務家として最も力のある人を教官にしていく使命がある。研修所だけ突出した非常勤形態を作る方法は採りようがなく、公務員法制の枠の中での検討となる。したがって法科大学院の教員の処遇に合わせるような検討は非常にしづらい。

このような中で、どうすればよいのか、弁護士会としても、研修所を支えるという方向で考えていただきたいし、裁判所としては、現実的な社会の仕組みの中でどこまでできるのか考えていくという問題であると思う。

(鎌田委員長代理)

弁護教官に就任しやすい環境整備については、引き続き検討することによってよい。

(出席委員全員)

了承

ウ 司法修習生の権限

(宮川委員)

これまで修習生を学生の延長としてしか見てこなかった。法科大学院時代はそれでよいのか。大学院レベルでのプロフェッショナルスクールとしての法科大学院を修了し、司法試験に合格した者が修習の課程に入る。年齢的にも20代後半以降。そのような人たちを教育上どのように処遇するのがよいか、改めて考える必要があるのではないか。修習生は卵か、ひなか、という議論がある。今までは卵と考えてきた。今後は、ひな鳥として自ら飛ぶことを学ぶ、そういう存在として見ていく必要があると思う。

メモ(宮川委員提出資料)に記したように、比較制度的に見ると、各国は、できるだけ一人前に近い存在として処遇しようとしている。例えば、フランスは、司法官を目指す者と弁護士を目指す者とを分離して養成しており、司法官を目指す者を司法官補としている。司法官補は司法官と同一の処遇で俸給を受ける。同じ事を単独で行う権限がある。弁護研修の際には法服を着用して法廷で弁論を行うことを認めるという教育である。弁護士については、1年間の弁護士研修を無給で受けた後、適性証明試験に合格した後は、研修弁護士として2年間、雇用契約し、給与をもらって研修し、国選事件や扶助事件を受認する義務がある、という教育である。日本と同じ年代か、むしろフランスの方が一、二年若い。それと同じ事を日本でも行うべきであると主張するわけではないが、我々が抱く抵抗感は果たして合理的なのか、ということをおこの際考えてみる必要がある。学生の延長としてしか見ないから、給与の対価として修習専念義務があるという議論がなされたりする。学生と同じと見るから、給費制廃止という議論も生まれてくるのではないか。法曹の一員、法曹の範ちゅうに入る者であり、研修をしてはいるが、自ら権限を持ってある程度仕事もしている存在とみれば、俸給を払うのは当然という議論にもなっていく。

スウェーデンについては、古い資料だが、修習は教育と労働の両側面を

持っている。実に90パーセントが働きすぎで労働過重という問題すらある。

いきなり発想の転換は難しいとしても、より修習制度を魅力あるものにしていく努力がなされなければならないと思う。

さしずめできることはどんなことか、ということ考えたのがもう一つのペーパー。弁護修習でも、傍聴と起案だけであったという修習生の声もある。現状でも、修習生が行うことができることがかなりあるのではないか。また、さらに、接見を立会人なくできるようにするとか、起案に参画した書面を朗読する、弁論する、事件の範囲・種類についてはよく考えなければならないが、指導担当弁護士同席のもとで尋問をするということ、それぞれ容認できないか、そのようなことを検討したらどうか。修習を魅力あるものにして、その教育効果を向上させることを考えるべきではないか、という問題提起である。

(酒巻委員)

宮川委員の御意見は、司法修習生単独で法律実務をさせる権限を与えることが主眼かと思うが、幾つか疑問がある。

比較法制度という観点からすると、まずアメリカには法曹養成のプロセスの中に日本のような司法修習の課程がないから、ロースクールにおいてクリニックのような法務実務の訓練をやっているのであり、単純に比較はできない。また、フランスは弁護士と司法官とを別々に養成しているが、どちらも一度試験をして弁護士あるいは司法官という枠組みの中に入った上で、権限を行使している。日本の修習生は、まだ弁護士でも裁判官・検察官でもないのです、このような枠組みのもとで弁護士や裁判官・検察官と同じ権限を付与し、行使させるのはかなり無理があるのではないか。

また、被疑者、被告人への司法修習生の単独接見は、刑事訴訟法の改正が必要であること以前に、被疑者、被告人の、「資格を有する弁護人」の

援助を受ける憲法上の権利に抵触するおそれがある。また、民事事件でも、法的助言や法廷活動の過程で何か間違いを起こしたとき、当人に権限があれば民事法上当人が責任を負うのだろうが、司法修習生であれば、指導担当弁護士にも民事上の責任の問題が生じることになるのではないか。修習生が単独で法律事務を扱うような権限を与えることが効果的な臨床教育になるという視点はよく分かるが、相当難しい問題を抱えていると思う。

また、これまで現実に修習指導を担当された実務家委員・幹事の皆様に、このような権限付与の強い必要性を感じられているのかどうか、お伺いしたいとも思う。

(宮川委員)

カナダでは、ロースクール課程の後に1年6か月の研修課程を置いている。そのカナダでも、ロースクールの学生をアメリカロースクールと同様に処遇している。アメリカでは、ロースクールの学生ですら、クリニックやエクスターンシップでこういう権限が与えられているのであって、法科大学院後の修習生には少なくとも同じ事をさせて良いのではないか、という議論である。フランスについては、法学部を卒業して国立司法官学校や弁護士研修所の入所試験的色彩を持った試験を受けて、その後に研修を受けているが、日本の司法試験に合格するのとどう違うのか。日本の場合、修習課程の最後に二回試験があるが、二回試験もこれまでより簡素化されるので、司法試験の重みはこれまで以上に大きくなるだろうと考えている。

接見については、指導担当弁護士と一緒に接見することは当然の前提である。さらに補充して聞きたいことがあり、弁護士が拘置所まで行けないときに司法修習生が1人で接見して聞いてくることを立会人なく認めることは、刑事訴訟法の改正までは必要としないのではないかと考えている。今の御意見だと、検察の取調修習が相島六原則の下で合法化されていることについて、合理的な説明ができないのではないか。

(小津委員)

修習生の権限をはっきりさせるべきという意見は、一つの魅力的な考えであり、今回の司法制度改革の前から議論もあった。しかし、法科大学院ができたこととこの問題は、必ずしも結びつくものではないと思うし、司法制度改革の議論の中でも権限を与えるという意見が出たこともあるが、結論として、また議論の流れとしては、そのような方向にはならなかったと理解している。

むしろ実質的な議論は、修習生が3000人に増えた時に今までの修習の質をどうやって維持するかであり、新しい時代の要請に応えるために法科大学院とどう連携するのかである。その意味で、資料26に、この問題について「なお検討を続ける」とある検討の重さは、その前の「環境の整備を検討する」とは意味合いを異にしていると思う。

(金築委員)

修習生にできるだけ実践的な経験をさせることは、非常に良いことであると思う。ただ、まだ法曹の資格がないことをどう考えるかである。研修所での議論でも、例えば、法廷で司法修習生に何らかの訴訟行為をさせてそれが不当であった場合に、その行為をなかったことにすることはできないだろうということで、躊躇する意見が強い。しかし、修習生に対する指導がきちんとなされ、その行為についてすぐ是正でき、結果に影響を及ぼさない場合については、考える余地があるかもしれない。方式性が厳しい行為は難しいと思うが、方式性が緩やかな準備的な行為等については修習生がやっといういいこともあると思う。小津委員の御発言にあった修習生の数の増加に対応した質の確保という観点からの検討はもとより必要であるが、理論的にできるか、行っても弊害はないかという観点からの検討を行う余地はあると思う。

(荒井幹事)

先ほど宮川委員が言われたように、法科大学院との関係で、実務修習をより魅力的にするという問題意識からの検討は必要だと思っている。

(鈴木幹事)

民事裁判教官室として深く検討したわけではないが、こういう問題を考えるときは、当事者の秘密やプライバシーの問題、特に裁判所の場合、国家権力の行使といった人権上の問題を検討する必要がある。実質的に言うと、何か間違いが起こった場合、すぐに修復できるかという観点から検討すべきと考えるが、例えば起案した書面を読み上げるだけなど要件を絞れば絞るほど修習効果が薄れてしまうので、その兼ね合いは難しい。そうすると、裁判修習では、法廷での尋問について、指導官が横にいても一度誤った尋問がされて答えが出てしまえば、事実上心証が形成されてしまうので難しいだろう。他方で、窓口での手続相談や民事保全での債権者審尋といったケースでは、指導官が横にいれば、新たな規定を設けなくても修習生に行わせることはできるのではないかと考えている。また、争点整理の際、双方に代理人が付いているケースで自由にディスカッションを行うようなときは、修習生に質問させて間違っても取り返しのつかないことにはならないと思う。いずれにしても指導官の立会いなく修習生だけに行わせるのは現行法上難しいだろうし、そのために法改正までする必要性があるのかというところが議論になっている。

(出田幹事)

裁判修習の対象としては大きく二つあると思う。一つは裁判の運営面というか、訴訟を合理的に適正に運営することであり、もう一つは裁判の実体面というか、記録を見て、証拠を適切に判断し、適正な判断を下すことである。前者については、実践面は裁判官に固有の訴訟指揮等が問題になると思うので、修習生は実際のところを見てその意義を理解することが修習の中心になると思う。後者については、現在も行っており、今後も中核

になろうかと思うが、法廷を傍聴し、記録を読み、裁判官の合議を傍聴し、判決起案をすることである。したがって、今のところ修習生の権限に付け加えなければならないものはないと思うが、例えば、保釈面接の際に裁判官の隣で若干の補充質問をさせるとか、あるいは事前準備の際に、訴訟関係人から準備状況を聞くことについては、修習効果の面からも手続の意義を理解する面からも意味があるので、今後、検討していきたい。

(梶木幹事)

検察修習では、取調修習と公判修習の二つの柱がある。

取調修習は、検察官が行っている取調べに一定限度で修習生を関与させるものであり、いわゆる相島六原則という非常に厳格な条件の下に、検察官が行う取調べについて、その指導、監督が十分できる状況の下に関与させている。検察官が常時立ち会っているので、その場で注意を与えたり訂正もでき、本来の権限、責任と臨床教育をうまくマッチさせた方法だと思っている。

公判修習については、立証計画の策定、裁判所に提出する書面の原案の作成、あるいは証人尋問の尋問事項書の作成があるが、直接法廷で訴訟行為を行わせることや書面を読ませることはさせていない。これは先ほどから出ているように、誤った行為が証拠や事実認定に影響を与えかねないという問題があるからである。

現状も現行法の制約の中で実務修習を効果あらしめるために努力しており、今後も現在の権限を大きく超えたことをさせるのはいかなものかというのが、検察教官室の検討状況である。

(寺村幹事)

弁護修習については、単なる立会とか傍聴ではなく、なるべく主体的な形で修習をさせている。実務庁会によっては、例えば市の法律相談に同行して、指導担当弁護士の指導を受けながら何らかの発問を行っているところ

るもあるし、事務所での依頼者との相談あるいは打合せにおいて、修習生が具体的に発問することも依頼者の承諾の下に行われている。弁護士は、被疑者、被告人との接見については被疑者、被告人の人権を、民事でも依頼者の利益ということを第一に考えなければならないので、それらを教育の材料のように使うことは絶対してはいけないことだと考えている。日弁連の修習委員会で議論になったときも、かなり強い反対意見が出ていた。

同時に弁護実務修習の場合は、個別指導担当弁護士が個人の責任において全部指導を行っている。裁判、検察と違って一個人が全責任を負わなくてはならない。指導担当弁護士を引き受ける側からすると、全責任を負うことについては躊躇もある。そういった意味でも、権限を付与することについては、否定的な意見が日弁連の中では多いように思う。

(今田委員)

教育効果という観点からは、修習生に独立した権限を持たせた方がいい場合と、指導官の指導の下に行った方がいい場合とがあると思う。一概に独立の権限を付与したから教育効果があるということにはならないので、教育効果の観点だけでこの議論を立てるのは厳しいのではないかと。また、法科大学院ができたことにより、これまでより中身の濃い教育訓練を受けた者が修習生になることから、権限を持たせてもいいのではないかとこの議論の立て方も理解し難い。要するに、教育効果ということと今度の改革という二つを根拠にして独立した権限を持たせる必要があるという理論立ては私には理解しづらい。

また、今の議論の中で特に指導弁護士の方が修習生の諸問題に責任を負うということに驚いたし、そのような状況なのに弁護士会から権限を拡大したいという御議論を出されるということも理解しづらいので、もう少し説明していただきたい。

(宮川委員)

私の意見は、単独で補充的な接見をすること以外は、すべて指導弁護士立会の下で、事前に十分な協議をした上で行うというものである。そして、後に指導弁護士の講評を受ける。より教育効果が上がることは明白と思う。

アメリカのロースクールの学生ですら、クリニックやエクスターンシップを引き受けた弁護士が、責任を持って、法廷で発問させたり意見を言わせたりすることを引き受けている。弊害はないと報告されている。修習生の場合に、幾つか条件を付ける必要があり、事件についても一定の範囲のものに限るなど工夫が必要であろうが、指導担当弁護士が責任を引き受けて、一定の行為をさせることがそんなに抵抗があるのかという気がする。ただ、日弁連の中でも議論が分かれており、修習委員会はほとんど反対意見、法科大学院センターは賛成意見が多いという状況なので、今すぐ考え方は、発想を転換して、新しいシステムを導入すべきであると言っているのではない。ただ、できることから少しずつ始めて変えていかないと、法科大学院との差異化がなされないのではないか。25歳を過ぎた、場合によっては社会経験を十分に持っている人たちにとって、魅力ある教育システムを作っていく努力が必要ではないかという問題提起である。

(鎌田委員長代理)

いずれにしても、法律の制限を超えることはあり得ないし、当事者の利益、プライバシー等を守らなければいけない。そういう枠の中で何かできるかを、もう少しいろいろな観点から検討を続けていくことが必要だと思われる。検討する余地を残した表現でまとめることでよろしいか。

(出席委員全員)

了承

(鎌田委員長代理)

次回は、これまでの議論についての一応の取りまとめを行いたい。幹事

会でこれまでの議論の取りまとめのたたき台の作成をお願いしたい。

(出席幹事全員)

了承

(3) 今後の予定等について

第8回の委員会は7月2日(金)午後3時から開催されることが確認された。

第8回の幹事会は6月7日(月)午前10時から開催されることとなった。

(以上)